

(19) 日本国特許庁(JP)

(12) 公開特許公報(A)

(11) 特許出願公開番号

特開2007-280096
(P2007-280096A)

(43) 公開日 平成19年10月25日(2007. 10. 25)

(51) Int. Cl.	F I	テーマコード (参考)
G06F 11/34 (2006.01)	G06F 11/34 A	5B017
G06F 21/24 (2006.01)	G06F 12/14 560B	5B042
G06F 12/00 (2006.01)	G06F 12/00 531J	5B082
	G06F 12/00 537A	

審査請求 未請求 請求項の数 10 O L (全 18 頁)

(21) 出願番号	特願2006-106172 (P2006-106172)	(71) 出願人	000005108 株式会社日立製作所 東京都千代田区丸の内一丁目6番6号
(22) 出願日	平成18年4月7日(2006. 4. 7)	(74) 代理人	110000350 ポレール特許業務法人
		(72) 発明者	甲斐 賢 神奈川県川崎市麻生区王禅寺1099番地 株式会社日立製作所システム開発研究所内
		(72) 発明者	荒井 正人 神奈川県川崎市麻生区王禅寺1099番地 株式会社日立製作所システム開発研究所内

最終頁に続く

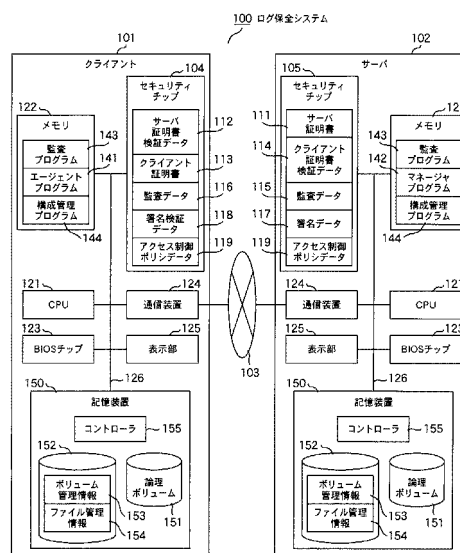
(54) 【発明の名称】 ログ保全方法、プログラムおよびシステム

(57) 【要約】

【課題】 クライアントで取得し保存したログファイルの更新を防止すると共に、そのログファイルの書き込み領域を安全かつ効率的に再利用する。

【解決手段】 エージェントプログラム141はログファイルを記憶装置150に保存する。記憶装置150は、ボリューム管理情報153に従って記憶装置150へのアクセスを制御することで、ログファイルの更新を防止する。マネージャプログラム142は、エージェントプログラム141と通信し、ログファイルの回収を行う。回収が完了した後は、マネージャプログラム142がログ削除メッセージを、セキュリティチップ105を使って署名し、エージェントプログラム141がセキュリティチップ104を使って署名を検証し、正しいログ削除要求であることを確認し、ログファイルを保護していたボリューム管理情報153を書き換え、保護を解除する。

図 1



【選択図】 図1

【特許請求の範囲】**【請求項 1】**

クライアントが該クライアントで実行されたユーザ操作やデータアクセスの履歴をログファイルに記録し、サーバがネットワークを介して前記ログファイルを回収して保存するログ保全方法において、

前記クライアントは、

前記ログファイルの書き込み要求に対し、その記憶装置上の前記ログファイルの書き込み領域の属性が書き込み可能であれば、前記ログファイルを当該書き込み領域に記録するとともに、当該書き込み領域の属性を書き込み禁止に更新し、

書き込まれた前記ログファイルを読み出して前記サーバへ送信し、

前記サーバは、

前記ログファイルを受信して自身の記憶装置に書き込み、

前記ログファイルの削除を指示するメッセージを前記クライアントへ送信し、

前記クライアントは、前記メッセージを受信し、前記書き込み領域の属性を書き込み可能に更新することを特徴とするログ保全方法。

10

【請求項 2】

前記クライアントの前記記憶装置は、前記書き込み領域の属性を保持し、前記ログファイル書き込みのための I/O 要求に応答し、前記記憶装置自身が当該書き込み領域の属性を書き込み不可に更新して、前記ログファイルを当該書き込み領域に記録することを特徴とする請求項 1 記載のログ保全方法。

20

【請求項 3】

前記サーバは、前記メッセージをメッセージ発行ごとに異なる内容とし、前記メッセージを受信した前記クライアントは、前記メッセージが正当な場合に前記書き込み領域の属性を書き込み可能に更新することを特徴とする請求項 1 記載のログ保全方法。

【請求項 4】

クライアントが該クライアントで実行されたユーザ操作やデータアクセスの履歴をログファイルに記録し、サーバがネットワークを介して前記ログファイルを回収して保存するログ保全方法において、

前記クライアントは、

改ざんがないことを確認された許可プログラムが記憶装置上のログ書き込み領域への前記ログファイルの書き込みを要求するものであれば、前記ログファイルを当該書き込み領域に記録し、

書き込まれた前記ログファイルを読み出して前記サーバへ送信し、

前記サーバは、

前記ログファイルを受信して自身の記憶装置に書き込み、

前記ログファイルの削除を指示するメッセージを前記クライアントへ送信し、

前記クライアントは、前記メッセージを受信し、前記ログ書き込み領域上の前記ログファイルを削除することを特徴とするログ保全方法。

30

【請求項 5】

前記クライアントのセキュリティチップは、前記許可プログラムの識別子と保護対象の前記ログ書き込み領域に関する情報とを保持し、前記ログファイルが記録された前記ログ書き込み領域に関する情報を保持することを特徴とする請求項 4 記載のログ保全方法。

40

【請求項 6】

前記サーバは、前記メッセージをメッセージ発行ごとに異なる内容とし、前記メッセージを受信した前記クライアントは、前記メッセージが正当な場合に前記ログファイルを削除することを特徴とする請求項 4 記載のログ保全方法。

【請求項 7】

計算機内で実行されたユーザ操作やデータアクセスの履歴をログファイルに記録するクライアントと、ネットワークを介して前記ログファイルを回収して保存するサーバとを有するログ保全システムにおいて、

50

前記クライアントは、前記ログファイルの書き込み要求に対し、その記憶装置上の前記ログファイルの書き込み領域の属性が書き込み可能であれば、前記ログファイルを当該書き込み領域に記録するとともに、当該書き込み領域の属性を書き込み禁止に更新する手段と、

書き込まれた前記ログファイルを読み出して前記サーバへ送信する手段と、

前記サーバから前記ログファイルの削除を指示するメッセージを受信し、前記書き込み領域の属性を書き込み可能に更新する手段とを有し、

前記サーバは、

前記ログファイルを受信して自身の記憶装置に書き込む手段と、

前記メッセージを前記クライアントへ送信する手段とを有することを特徴とするログ保全システム。 10

【請求項 8】

計算機内で実行されたユーザ操作やデータアクセスの履歴をログファイルに記録するクライアントと、ネットワークを介して前記ログファイルを回収して保存するサーバとを有するログ保全システムにおいて、

前記クライアントは、改ざんがないことを確認された許可プログラムが記憶装置上のログ書き込み領域への前記ログファイルの書き込みを要求するものであれば、前記ログファイルを当該書き込み領域に記録する手段と、

書き込まれた前記ログファイルを読み出して前記サーバへ送信する手段と、

前記サーバから前記ログファイルの削除を指示するメッセージを受信し、前記ログ書き込み領域上の前記ログファイルを削除する手段とを有し、 20

前記サーバは、前記ログファイルを受信して自身の記憶装置に書き込む手段と、

前記メッセージを前記クライアントへ送信する手段とを有することを特徴とするログ保全システム。

【請求項 9】

クライアント側のコンピュータに該クライアントで実行されたユーザ操作やデータアクセスの履歴をログファイルに記録し、サーバ側のコンピュータにネットワークを介して前記ログファイルを回収して保存する手順を実行させるためのプログラムであって、

前記クライアントに、

前記ログファイルの書き込み要求に対し、その記憶装置上の前記ログファイルの書き込み領域の属性が書き込み可能であれば、前記ログファイルを当該書き込み領域に記録するとともに、当該書き込み領域の属性を書き込み禁止に更新し、 30

書き込まれた前記ログファイルを読み出して前記サーバへ送信し、

前記サーバから前記ログファイルの削除を指示するメッセージを受信し、前記書き込み領域の属性を書き込み可能に更新する手順を実行させ、

前記サーバに、

前記ログファイルを受信して自身の記憶装置に書き込み、

前記メッセージを前記クライアントへ送信する手順を実行させるためのプログラム。

【請求項 10】

クライアント側のコンピュータに該クライアントで実行されたユーザ操作やデータアクセスの履歴をログファイルに記録し、サーバ側のコンピュータにネットワークを介して前記ログファイルを回収して保存する手順を実行させるためのプログラムであって、 40

前記クライアントに、改ざんがないことを確認された許可プログラムが記憶装置上のログ書き込み領域への前記ログファイルの書き込みを要求するものであれば、前記ログファイルを当該書き込み領域に記録し、

書き込まれた前記ログファイルを読み出して前記サーバへ送信し、

前記サーバから前記ログファイルの削除を指示するメッセージを受信し、前記ログ書き込み領域上の前記ログファイルを削除する手順を実行させ、

前記サーバに、前記ログファイルを受信して自身の記憶装置に書き込み、

前記メッセージを前記クライアントへ送信する手順を実行させるためのプログラム。 50

【発明の詳細な説明】

【技術分野】

【0001】

本発明は、クライアントで取得したログをサーバで回収するログ保全技術に関する。

【背景技術】

【0002】

個人情報保護法の完全施行や日本版SOX法（Sarbanes - Oxley法、企業改革法）の制定予定を受け、セキュリティ対策の一つとして、クライアントPCにおける操作ログやデータアクセスログなどを取得し保管することが求められるようになってきた。クライアントで上記ログを取得することにより、もし個人情報の漏えいが発覚したときには、個人情報を漏えいした可能性の高いクライアントの絞り込みや、例えば電子メール、USBフラッシュメモリ、印刷などの漏えい経路を追跡することができる。また上記ログを取得することにより、決められたセキュリティポリシー以外の操作をクライアントで行っていないことを外部監査人に証明するといった法令遵守の点でも有用である。

【0003】

クライアントで取得したログはクライアントで保管することも可能であるが、ログを保全しなければならない点と、クライアントの場合リソースが限られていることが多い点からすると、上記ログをサーバで回収することが望ましい。しかし、クライアントは可搬であることも多く、クライアントを利用するときに必ずしもサーバと接続されているとは限らない。そのため、クライアントで取得したログをサーバで回収するまでにクライアントにローカルで保管するときの保全が必要となる。とくに一度書き込んだログを勝手に更新されないことが必要となる。

【0004】

このような一度書き込んだデータの更新を防止するために、近年はWORM（Write Once Read Many）という技術が知られている。WORMとは、一度記録したデータは更新を行うことができず、参照のみ行える、データの性質である。以下、WORMの性質を持つデータを、WORMデータと呼ぶ。特許文献1によれば、2つのWORM記憶装置においてリモートコピーを行う時、対象となるデータがWORMデータであるか否かを意識してリモートコピーを行う方法が開示されている。この方法を利用すれば、クライアントでログをローカルにWORMデータとして書き出すことによって、クライアントで保管する間のログの改ざんを防止でき、さらにサーバへのリモートコピー後もWORM属性が継承されることにより、サーバにコピーしたログの改ざん防止まで実現することができる。このようなWORM属性の設定は、管理端末から手動で行うものである。

【0005】

【特許文献1】特開2005 - 339191号公報

【発明の開示】

【発明が解決しようとする課題】

【0006】

しかしながら、特許文献1による方法では、クライアントで取得したログをサーバで回収した後のことまで考慮されていなかった。つまり、ログをサーバに回収した後はクライアントにログを残し続ける必要はなく、もしログを残し続けた場合にはクライアントのWORM記憶装置を圧迫してしまう。またWORM属性を解除するには、管理端末から手動で解除を行う必要があり、手間がかかると共に操作ミスがあった場合にログの改ざんにつながるおそれがある。

【0007】

以上のように、従来技術においては、クライアントで取得したログを保全してサーバで

10

20

30

40

50

回収したとしても、クライアントのリソースを圧迫することになり、また管理端末の操作ミスが原因で起こるログ改ざんを防止することができなかった。

【0008】

そこで、本発明の目的は、クライアントで取得したログをサーバで回収する場合に、クライアント側のログ記憶領域を効率的かつ安全に再利用することが可能な、ログ保全技術を提供することにある。

【課題を解決するための手段】

【0009】

本発明は、クライアント側のユーザ操作やデータアクセスを監視し、記録したログファイルを、ネットワークを介してサーバに回収してサーバで保存するクライアント・サーバ型システムにおいて、クライアントは、ローカルに記録するログファイルの更新を防止し、サーバにログファイルを回収した後に、ローカルに記録したログファイルを削除する。サーバは、クライアントから回収したログファイルを自身の記憶装置に書き込んだ後に、クライアントにログファイルの削除を要求する。

10

【発明の効果】

【0010】

本発明によれば、クライアントのログファイル書き込み領域を安全かつ効率的に再利用できる。

【発明を実施するための最良の形態】

【0011】

以下、本発明の実施形態について、適宜、図面を参照しながら詳しく説明する。

20

【実施例1】

【0012】

図1は、本発明の実施形態に係るログ保全システムの全体構成を示した図である。図1に示すように、ログ保全システム100は、クライアント101、サーバ102を含んで構成され、クライアント101とサーバ102はネットワーク103を介して接続される。ネットワーク103は通信を可能とする回線であれば形態を問わず、TCP/IPネットワーク、ISDN回線、無線LAN通信などのいずれであっても良い。なお、ログ保全システム100は、例えば、企業内情報システムにおけるクライアント統合管理システムや、コールセンタにおけるオペレータ端末管理システムなどに適用される。

30

【0013】

図1はまた、クライアント101のブロック構成も示している。クライアント101は、CPU(Central Processing Unit)121と、半導体メモリのRAMなどのメモリ122と、電源をオフにしても記憶されたデータが保存される記憶装置150と、ネットワーク103と通信を行う通信装置124と、クライアント101の電源がオンになった直後の起動処理を行うBIOS(Basic Input/Output System)チップ123と、LCD(Liquid Crystal Display)などの表示部125と、TCG(Trusted Computing Group)の提唱するTPM(Trusted Platform Module)チップなど、耐タンパ性を備えた記憶領域を有し、チップごとに固有のIDが記録されているセキュリティチップ104などを含み、さらに、これらの機構がバス126を介して相互に接続されて構成される。ここで、BIOSチップ123には、バス126に接続された機器(内蔵機器や周辺機器)を検出し、これらの機器を制御するプログラム群(BIOS)が格納されている。

40

【0014】

さらに記憶装置150は、コントローラ155により記憶装置150の動作が制御される。また記憶装置150内の記憶領域は、1つ以上の論理ボリュームに分割される。論理ボリューム151は、複数の論理ボリュームのうちの一つである。論理ボリュームへのアクセスを管理するボリューム管理情報153は、記憶装置150内の記憶領域152に記録される。本実施形態では、ボリューム管理情報153は、記憶装置150内の記憶領域

50

152に記録するとしたが、コントローラ155のフラッシュメモリ等、記憶領域152以外に記録しても良い。

【0015】

コントローラ155は、ボリューム管理情報153を用いて論理ボリュームへのI/O要求を制御する。また、ファイル管理情報154は、後述する構成管理プログラム144によってアクセスされる情報である。

【0016】

さらにセキュリティチップ104は、後述するサーバ証明書111を検証するためのサーバ証明書検証データ112と、サーバ102にクライアント101を識別・認証してもらうためのクライアント証明書113と、後述するエージェントプログラム141と後述する構成管理プログラム144のプログラムファイルのハッシュ値や、バス126に接続された機器情報などの監査データ116と、後述する署名データ117で署名されたメッセージを検証するための署名検証データ118と、記憶装置150へのファイルアクセスを制御するためのポリシ(又はポリシー)をあらかじめアクセス制御ポリシデータ119を保持する。これらのデータは、セキュリティチップ104の耐タンパ性により、所定の手順以外によるアクセスから保護される。なお、アクセス制御ポリシデータ119は、実施例1では使用しない。

10

【0017】

以上のように構成されたクライアント101では、監査プログラム143、エージェントプログラム141、構成管理プログラム144がメモリ122にロードされ、CPU121が上記したプログラム群を実行する。

20

【0018】

監査プログラム143は、エージェントプログラム141と構成管理プログラム144が改ざんされていないことを確認するプログラムである。

【0019】

エージェントプログラム141は、クライアント101でのユーザ操作やデータアクセスを監視し、監視結果をログとして記憶装置150に記録すると共に、記録されたログをサーバ102に送信するプログラムである。またエージェントプログラム141は、ログを記憶装置150に書き出すときには、WORM属性のついたボリュームに書き出すようにプログラムされている。

30

【0020】

構成管理プログラム144は、記憶装置150へのファイルアクセスを監視すると共に、ファイル管理情報154を管理するプログラムである。構成管理プログラム144は、クライアント101に搭載されるファイルシステムの一部を構成する。

【0021】

さらに図1はまた、サーバ102のブロック構成も示している。詳細な説明を省略するが、サーバ102もクライアント101とほぼ同様の構成となる。ただし、相違点として、クライアント101で取得したログを回収するためのマネージャプログラム142の機能を備える。またセキュリティチップ105は、クライアント101にサーバ102を識別・認証してもらうためのサーバ証明書111と、クライアント証明書113を検証するためのクライアント証明書検証データ114と、マネージャプログラム142や構成管理プログラム144のプログラムファイルのハッシュ値や、バス126に接続された機器情報のような監査データ115と、マネージャプログラム142からエージェントプログラム141に送るメッセージを署名するための署名データ117とを保持する。

40

【0022】

サーバ102では、監査プログラム143、マネージャプログラム142、構成管理プログラム144がメモリ122にロードされ、CPU121が上記したプログラム群を実行する。

【0023】

図2は、クライアント101の記憶装置150に格納されるボリューム管理情報153

50

とファイル管理情報 154 の一例を示した図である。なお、サーバ 102 の記憶装置 150 においても同様のボリューム管理情報 153 とファイル管理情報 154 を記憶し、管理するものとなる。

【0024】

ボリューム管理情報 153 は、ボリューム管理テーブル 201 と、WORM が設定されたボリュームに対応するボリューム毎に用意された WORM 属性 205 とを記憶する。

【0025】

ボリューム管理テーブル 201 は、ボリューム番号 202 と、容量 203 と、I/O 制御種別 204 とを記憶し、管理する。ボリューム番号 202 は、論理ボリュームの番号を示す。容量 203 は、論理ボリュームの記憶容量を示す。I/O 制御種別 204 には、通常または WORM のいずれかの属性が構成管理プログラム 144 によって設定される。I/O 制御種別 204 に通常が設定されたボリュームについては、全てのセクタに対する参照、更新が共に可能である。一方、I/O 制御種別 204 に WORM が設定されたボリュームについては、後述する WORM 属性 205 に設定された条件に基づいて、全てのセクタあるいは一部の特定のセクタに対する更新が制限される。

10

【0026】

WORM 属性 205 には、設定された更新禁止領域を示す情報が 0 個以上含まれる。WORM 属性 205 は、更新禁止領域の開始番地 206 と終了番地 207 の組と、ライトフラグ 208 の ON または OFF によって構成されており、これらの情報は構成管理プログラム 144 によって設定される。開始番地 206 と終了番地 207 は、各々開始セクタ番号と終了セクタ番号を示す。ライトフラグ 208 は、更新禁止領域に対し、1 回の更新または書き込みができるか否かを示す。ON は、更新禁止領域に対し、1 回の更新または書き込みができることを示し、OFF は、書き込みおよび更新ができないことを示す。初期状態では ON に設定されている。

20

【0027】

ファイル管理情報 154 は、ファイルを書き込んだセクタの情報として、ボリューム番号 216、パス名 211 と、パス名 211 で指定されるファイルの開始番地 212 と終了番地 213 の組と、記憶装置 ID 214 を記憶し、管理する。記憶装置 ID 214 には、ファイルがどこで新規作成されたかを示す属性情報として、セキュリティチップ 104 の固有 ID を記録し、サーバ 102 の記憶装置にコピーする時には、記憶装置 ID 214 が継承されるものである。フラグメント情報 215 は、ファイルが複数のセクタに分断して書き込まれる場合の管理情報を記憶する。図 2 の例では、各ログファイルの記憶領域は、各更新禁止領域に対応している。

30

【0028】

本実施形態では、サーバ 102 が保持するボリューム管理情報 153 およびファイル管理情報 154 は、クライアント 101 が保持するボリューム管理情報 153 およびファイル管理情報 154 と同様の構成をとるとしたが、クライアント 101 とまったく同じ構成である必要はない。

【0029】

つぎに図 3 から図 5 を使って、ログ保全システム 100 において、クライアント 101 が行うログ取得、およびサーバ 102 が行うログ回収の処理の流れを説明する。

40

【0030】

図 3 は、クライアント 101 の電源投入時における処理の一例を示すフローチャートである。

【0031】

クライアント 101 の電源が投入されると、ステップ 301 において、BIOS チップ 123 から BIOS が起動する。つぎにステップ 302 において、BIOS は、セキュリティチップ 104 の保持する監査データ 116 を使って、バス 126 に接続された記憶装置 150 があらかじめ決められた正当な機器であるかどうかをチェックする。もし正当な機器でないならば、ステップ 311 において、表示部 125 にアラートを出し、ステップ

50

3 1 2において、クライアント1 0 1の電源をOFFにする。

【0 0 3 2】

ステップ3 0 2において、記憶装置1 5 0が正当な機器であることを確認すると、ステップ3 0 3において、BIOSは、OS (Operating System)を起動する。OSが起動を完了すると、ステップ3 0 4において、監査プログラム1 4 3がセキュリティチップ1 0 4の監査データ1 1 6を使って、エージェントプログラム1 4 1と構成管理プログラム1 4 4のプログラムファイルが改ざんされていないことを確認する。例えば、セキュリティチップ1 0 4は、監査データ1 1 6に記録されたプログラムファイルのハッシュ値と、ステップ3 0 4の処理を実行する時のエージェントプログラム1 4 1等のプログラムファイルのハッシュ値とを比較し、両者のハッシュ値が一致していれば正しいプログラムであると判定し、監査プログラム1 4 3に通知する。もし、正しいプログラムでない判定すると、監査プログラム1 4 3は、ステップ3 1 1と同様に表示部1 2 5にアラートを出し、ステップ3 1 2と同様にクライアント1 0 1の電源をOFFにする。

10

【0 0 3 3】

ステップ3 0 4でエージェントプログラム1 4 1等が正しいと判定すると、ステップ3 0 5において、監査プログラム1 4 3は、構成管理プログラム1 4 4を起動する。以降、クライアント1 0 1で発生する記憶装置1 5 0へのアクセスについては全て構成管理プログラム1 4 4が監視する。つづいてステップ3 0 6において、エージェントプログラム1 4 1を起動する。以降、クライアント1 0 1で発生するユーザの操作やデータアクセスなどについては全てエージェントプログラム1 4 1が監視する。ステップ3 0 7において、エージェントプログラム1 4 1は、監視した結果をログとして記憶装置1 5 0に書き込むが、ステップ3 0 7についてはさらに図4を使って詳細に説明する。

20

【0 0 3 4】

ステップ3 0 8において、構成管理プログラム1 4 4は、記憶装置1 5 0の記憶領域が一杯であるかどうかを判定する。判定は例えば、書き込み可能領域が所定の値より小さければ一杯であると判定する。もし記憶装置1 5 0が一杯であれば、ステップ3 1 1と同様に、表示部1 2 5にアラートを表示し、ステップ3 1 2と同様に、クライアント1 0 1の電源をOFFにする。あるいは、ステップ3 1 2において、サーバ1 0 2にアラートを表示部1 2 5に表示してもよい。

【0 0 3 5】

ステップ3 0 9において、エージェントプログラム1 4 1は、マネージャプログラム1 4 2との通信路を確立することを試みる。通信路の確立は、まずエージェントプログラム1 4 1がセキュリティチップ1 0 4のクライアント証明書1 1 3を、通信装置1 2 4を介してサーバ1 0 2に送信する。サーバ1 0 2のマネージャプログラム1 4 2は、受け取ったクライアント証明書1 1 3を、セキュリティチップ1 0 5のクライアント証明書検証データ1 1 4を使って検証する。検証に成功すると、マネージャプログラム1 4 2は、サーバ証明書1 1 1を、通信装置1 2 4を介してクライアント1 0 1に送信する。エージェントプログラム1 4 1は、受け取ったサーバ証明書1 1 1を、サーバ証明書検証データ1 1 2を使って検証する。検証に成功すると、通信路を暗号化するための鍵を交換することなどを行い、クライアント1 0 1とサーバ1 0 2の間の通信路を確立する。以上の処理が全て成功すると、つづいてステップ3 1 0において、クライアント1 0 1の記憶装置1 5 0からログの回収を行うが、ステップ3 1 0については図5を使って詳細に説明する。またステップ3 0 9において、通信路の確立に失敗すると、ふたたびステップ3 0 7に戻る。

30

40

【0 0 3 6】

以上の処理により、クライアント1 0 1の電源投入時の処理が完了する。あとは電源をOFFにするまで、ステップ3 0 7からステップ3 1 0までの処理を繰り返す。

【0 0 3 7】

なおサーバ1 0 2の電源投入時についても、図3に示したフローチャートとほぼ同様のものとなるが、サーバ1 0 2に特有の処理として、ステップ3 0 4においては、監査プログラム1 4 3は、マネージャプログラム1 4 2と構成管理プログラム1 4 4があらかじめ

50

決められた正当なプログラムであることを判定する。またステップ306においては、マネージャプログラム142を起動するものとなる。さらに、ステップ309およびステップ310においては、マネージャプログラム142がエージェントプログラム141からのログを回収するものとなるが、ログ回収のサーバ102における処理については、図5を使って詳細に説明する。

【0038】

つづいて図4を使って、ステップ307で説明した、記憶装置150への書き込み処理について詳細に説明する。実施例1においては、ログファイルの更新を防ぐために、記憶装置150のWORM機能を利用した実施形態をとる。

【0039】

ステップ401において、構成管理プログラム144は、記憶装置150へのファイルアクセスを監視し、書き込みを検出する。ステップ402において、構成管理プログラム144は、ファイル管理情報154を参照し、ボリューム番号216とパス名211の組で指定されるファイル単位の書き込み要求を、開始番地212と終了番地213の組で指定されるセクタ単位のI/O要求に変換する。もし、ファイル管理情報154にないファイル書き込み要求ならば、当該ファイル書き込み要求に関するファイル管理情報を新たなエントリとしてファイル管理情報154に追加する。構成管理プログラム144が所属するファイルシステムは、記憶装置150に対してI/O要求を発行する。

10

【0040】

ステップ403において、コントローラ155は、記憶装置150へのI/O要求を受け付ける。つぎにステップ404において、コントローラ155はボリューム管理情報153のボリューム管理テーブル201を参照し、書き出し先のボリュームのI/O制御種別204を調べる。I/O制御種別がWORMならば、ステップ405において、ボリューム管理情報153のWORM属性205を参照し、書き込み先セクタが所属する更新禁止領域のライトフラグ208を判定する。もしライトフラグがONならば、ステップ406において、ステップ401で書き込み要求のあったファイルに対応した新たなセクタ領域を確保し、WORM属性205の更新禁止領域の新たなエントリを追加する。さらにライトフラグ208をOFFにする。その後、ステップ407において、ステップ401で書き込み要求のあったファイルを、論理ボリューム151に書き込む。

20

【0041】

もしステップ404において、書き出し先ボリュームのI/O制御種別204が通常ならば、ステップ407で示したように、ファイルを論理ボリューム151に書き込む。

30

【0042】

また、もしステップ405において、ライトフラグ208がOFFならば、ステップ409において、セクタ領域への更新を禁止する。さらにステップ410において、表示部125にアラートを通知する。

【0043】

以上のコントローラ155の処理が完了すると、構成管理プログラム144に制御が戻り、ステップ408において、構成管理プログラム144は、ファイル管理情報154のエントリを更新する。すなわち当該ファイルのエントリがあれば、書き込んだ領域に対応して開始番地212と終了番地213を記録する。当該ファイルのエントリがなければ、ボリューム番号216から記憶装置ID214に至るまでのファイル管理情報を記録する。なお、記憶装置ID214には、セキュリティチップ104の保持する固有のIDを記録する。

40

【0044】

なおサーバ102における記憶150へのファイル書き込みについても、図4に示すフローチャートと同様の処理を行う。これにより、ログファイルの更新を防ぐことができる。

【0045】

図5は、ステップ310で示した、サーバ102によるログファイルの回収の流れの詳

50

細を示すフローチャートである。

【0046】

ステップ501において、エージェントプログラム141は、記憶装置150に書かれたログファイルを読み出し、ステップ309で確立した通信路を経由して、サーバ102にそのログファイルと、ログファイルに対応するファイル管理情報154の記憶装置ID214とを送信する。

【0047】

ステップ502において、マネージャプログラム142は、ログファイルと記憶装置ID214とを受信する。続くステップ307において、このログファイルをサーバ102の記憶装置150に保存する。ここで、マネージャプログラム142は、I/O制御種別204がWORMであるボリュームに対してログを書き込むよう、プログラムされているものである。ここで、記憶装置150に保存するときの詳細なフローチャートは、図4に示した処理とほぼ同様であるが、ステップ408においてステップ502で受信した記憶装置ID214をファイル管理情報154に記録する点のみが異なるものとなる。記憶装置150への保存が完了すると、つぎにステップ503において、ログの保存が完了したためにクライアント101側のログファイルを削除しても構わない旨のログ削除メッセージを生成する。この時、ログ削除メッセージは、メッセージを出すごとに異なるものとなるように構成する。例えば、書き込んだログのファイルのハッシュ値を含めて、ログ削除メッセージを構成する。ログ削除メッセージを毎回変更する理由は、リプレイの攻撃によりログ領域が不正に削除されるのを防ぐためである。ステップ504において、マネージャプログラム142は、ログ削除メッセージに署名データ117を使って署名を施す。ステップ505において、クライアント101に署名のついたログ削除メッセージを送信する。

【0048】

ステップ506において、エージェントプログラム141は、ログ削除メッセージを受信する。ステップ507において、ログ削除メッセージを、署名検証データ118を使って検証し、正当なサーバから送られてきたメッセージであるかどうかを判定する。もし正当なサーバからのメッセージであれば、ステップ508において、構成管理プログラム144に命じて、該当するファイルが占有していたボリューム管理情報153の更新禁止領域のWORM属性205のライトフラグ208をONにし、該当する論理ボリューム151のセクタ領域を削除する。なお、論理ボリューム151のセクタ領域の削除については、パス名などのファイル管理情報154を削除するだけでも良い。あるいは論理ボリューム151の該当領域を所定の文字で上書きしてから、パス名などのファイル管理情報154を削除するものでも良い。さらには論理ボリューム151の該当領域を所定の文字で上書きし、ファイルサイズを0にしてから、パス名などのファイル管理情報154は残しておくものでも良い。

【0049】

ステップ507において、もし正当なサーバからのメッセージでないならば、エージェントプログラム141は、マネージャプログラム142に対して、サーバ102の記憶装置155に書き込んだログを削除する要求を出す。ステップ509において、マネージャプログラム142は、ログを削除する。さらにステップ510において、エージェントプログラム141は、ログの回収が失敗したメッセージを表示部125にアラートとして出す。

【0050】

以上のログの回収処理が完了することにより、クライアント102の記憶装置150のログ記憶領域を再利用することができるようになり、ログの保全性を確保するとともに記憶装置150の圧迫を防止することができる。

【0051】

図6は、クライアント101のログファイルをサーバ102に回収するまでの状態遷移をあらわした図である。まずそれぞれの状態について説明する。

10

20

30

40

50

【 0 0 5 2 】

状態 6 0 1 は、まだクライアント 1 0 1 でログが何も無い状態である。状態 6 0 7 は、クライアント 1 0 1 の記憶装置 1 5 0 にサイズが 0 のファイルを作成した状態である。状態 6 0 6 は、クライアント 1 0 1 の記憶装置 1 5 0 にログファイルを書き込み中の状態である。状態 6 0 2 は、クライアント 1 0 1 の記憶装置 1 5 0 にログが書き込まれた状態である。状態 6 0 3 は、クライアント 1 0 1 からサーバ 1 0 2 にログをコピー中の状態である。状態 6 0 4 は、クライアント 1 0 1 からサーバ 1 0 2 へのログのコピーが完了した状態である。状態 6 0 8 は、クライアント 1 0 1 の記憶装置 1 5 0 に書き込んだファイルの内容を削除した状態である。状態 6 0 5 は、クライアント 1 0 1 の記憶装置 1 5 0 の W O R M 保護領域が再利用可能になった状態である。

10

【 0 0 5 3 】

次に同じ図 6 を使って、状態の遷移について説明する。状態 6 0 1 から状態 6 0 7 への遷移は、ログファイルの新規作成 6 1 8 により行われる。状態 6 0 7 から状態 6 0 6 への遷移は、ログファイルの書き込み開始 6 1 0 により行われる。状態 6 0 6 から状態 6 0 2 への遷移は、ログファイルの書き込み完了 6 1 1 により行われる。状態 6 0 2 から状態 6 0 3 への遷移は、ログ回収開始 6 1 2 により行われる。また、状態 6 0 3 から状態 6 0 2 への遷移は、ログ回収の前提として必要となる通信路の通信失敗 6 1 3 などのエラー時に行われる。状態 6 0 3 から状態 6 0 4 への遷移は、ログ回収終了 6 1 4 により行われる。また、状態 6 0 4 から状態 6 0 3 への遷移は、ログ回収の前提として必要となる通信路の通信失敗 6 1 5 などのエラー時に行われる。状態 6 0 4 から状態 6 0 8 への遷移は、クライアント 1 0 1 に記録されたログの削除成功 6 1 6 により行われる。また、状態 6 0 4 から状態 6 0 2 への遷移は、ログの削除失敗 6 1 7 などのエラー時に行われる。状態 6 0 8 から状態 6 0 5 への遷移は、クライアント 1 0 1 に記録されたログファイルのパス削除 6 1 9 により行われる。

20

【 0 0 5 4 】

以上の状態遷移図により、一度クライアント 1 0 1 に書き込まれたログを確実にサーバ 1 0 2 で回収すると共に、クライアント 1 0 1 の記憶装置 1 5 0 を効率良く再利用することができることを示している。

【 0 0 5 5 】

図 7 は、ログ保全システム 1 0 0 を導入した場合のクライアント 1 0 1 のライフサイクルの一例を説明する図である。

30

【 0 0 5 6 】

クライアント 1 0 1 に対しては、まずフェーズ 7 0 1 において、セキュリティチップ 1 0 4 に、サーバ証明書検証データ 1 1 2 と、クライアント証明書 1 1 3 と、署名検証データ 1 1 8 を所定の手順を踏んで書き込む。このとき、クライアント証明書 1 1 3 は、信頼可能な認証局から発行してもらうものである。

【 0 0 5 7 】

フェーズ 7 0 2 において、フェーズ 7 0 1 で発行してもらったクライアント証明書 1 1 3 を検証するためのクライアント証明書検証データ 1 1 4 を、サーバ 1 0 2 のセキュリティチップ 1 0 5 に所定の手順を踏んで書き込む。サーバ 1 0 2 は、管理対象となるクライアント 1 0 1 の台数分のクライアント証明書検証データ 1 1 4 を保持する。

40

【 0 0 5 8 】

フェーズ 7 0 3 において、クライアント 1 0 1 に、監査プログラム 1 4 3、エージェントプログラム 1 4 1、構成管理プログラム 1 4 4 のプログラムをインストールする。

【 0 0 5 9 】

フェーズ 7 0 4 において、クライアント 1 0 1 のセキュリティチップ 1 0 4 に、エージェントプログラム 1 4 1 と構成管理プログラム 1 4 4 のプログラムファイルのハッシュ値と、バス 1 2 6 で接続された機器の構成情報など、監査データ 1 1 6 を所定の手順を踏んで書き込む。

【 0 0 6 0 】

50

以上のフェーズが完了すると、フェーズ705において、ユーザによるクライアント101の利用を開始する。

【0061】

フェーズ705において、もしエージェントプログラム141や構成管理プログラム144にセキュリティホールが発見されるなど、プログラムの更新の必要がある場合には、フェーズ706において、各種プログラムの再インストールを行い、つづいてフェーズ704と同様に、監査データ116を所定の手順を踏んで更新する。

【0062】

またフェーズ705において、もし記憶装置150が故障した場合や、空き容量が所定の値以下になった場合には、フェーズ707で記憶装置150を交換し、つづいてフェーズ704と同様に、監査データ116を所定の手順を踏んで更新する。

【0063】

本実施形態においては、フェーズ705はユーザにクライアント101が渡された時点であらわすものであり、その他のフェーズはすべて、例えばシステム管理者あるいは保守員にクライアント101が渡された時点であらわすものである。

【実施例2】

【0064】

以上説明してきた実施例1の実施形態においては、ログファイルの更新を防止するために、記憶装置150の有するWORM機能を利用することで実現した。実施例2の実施形態においては、記憶装置150はWORM機能を持たず、代替手段として、構成管理プログラム144がアクセス制御ポリシデータ119の通りに記憶装置150へのアクセスを制御してログファイルの更新を防止する方法について説明する。なお、実施例2の実施形態においては、WORM属性205とファイル管理情報154を使用しない。

【0065】

図8は、アクセス制御ポリシデータ119の詳細を説明した図である。アクセス制御ポリシデータ119は、許可プログラムテーブル800と、保護対象フォルダテーブル810と、アクセス制御テーブル820とを記憶する。

【0066】

アクセス制御テーブル820は、構成管理プログラム144が記憶装置150へのアクセスを制御するためのポリシーが記述されたものである。すなわち、記憶装置150へのアクセス対象となるファイルが、ボリューム番号821とファイルパス名822の組で指定されるファイルへのアクセスであった場合、許可プログラム識別子823で識別されるプログラムからのアクセスだけを許可し、それ以外のプログラムからのアクセスを禁止する。ボリューム番号821は、ファイル実体が格納されるボリュームの番号である。

【0067】

許可プログラムテーブル800は、アクセス制御テーブル820の許可プログラム識別子823で識別されるプログラムを指定する。プログラムは、ボリューム番号801とプログラムパス名802の組によって一意に識別される、あるいは、たとえばプログラムファイルのハッシュ値といったプログラム特徴値803によって一意に識別される、あるいは、両方によって一意に識別されるものである。ボリューム番号801は、プログラムの実体が格納されるボリュームの番号である。

【0068】

保護対象フォルダテーブル810は、アクセス制御テーブル820で保護対象となるファイルの領域を指定するものである。ボリューム番号811とパス名812の組で指定されるフォルダ中のファイルが該当する場合に、アクセス制御テーブル820にあるポリシーで保護される対象ファイルとなる。

【0069】

なお保護対象フォルダテーブル810およびアクセス制御テーブル820のエントリをフォルダ名やファイルパス名で指定する代わりに、セクタの開始番地と終了番地など、記憶領域のアドレス範囲で設定してもよい。

10

20

30

40

50

【0070】

図9は、実施例2における構成管理プログラム144の動作を示すフローチャートである。ステップ901においては、構成管理プログラム144は、記憶装置150への書き込みを監視する。ステップ902においては、セキュリティチップ104にあるアクセス制御ポリシデータ119を読み込み、照合を開始する。なお、アクセス制御ポリシデータ119は、一度読み込んだ後は、構成管理プログラム144がメモリ122に保持するものであっても良い。

【0071】

ステップ903においては、書き込み対象となるファイルが、保護対象フォルダテーブル810で指定されるフォルダ以下にあるかどうかを判定する。もし、そのフォルダ以下
10
にないならば、ステップ402の変換をした後、記憶装置150に対してI/O要求を発行する。ステップ907において、コントローラ155が、記憶装置150へのI/O要求を受け付け、ステップ908において、論理ボリューム151にファイルを書き込む。

【0072】

ステップ903において、保護対象とするフォルダ以下にあるならば、つづくステップ904において、許可プログラムテーブル800との照合を行い、書き込みを許可されたプログラムからの書き込み要求であるかどうかを判定する。もし、書き込みを許可されたプログラム以外からの要求ならば、ステップ910において、書き込みを禁止し、つづく
20
ステップ911において、表示部125にアラートを出しユーザに通知する。

【0073】

ステップ904において、書き込みを許可されたプログラムからの書き込み要求ならば、つづくステップ905において、書き込み対象となるファイルがアクセス制御テーブル820にあるかどうかを判定する。許可プログラムからの書き込み要求であることを確認するために、構成管理プログラム144からセキュリティチップ105へ当該許可プログラムのプログラム特徴値を送信し、セキュリティチップ105がプログラム特徴値803と照合して許可プログラムからの要求と認証してもよい。もしアクセス制御テーブル820にないならば、ステップ909において、アクセス制御テーブル820に書き込み要求を許可するようなエントリを追加し、ステップ402の変換とI/O要求の発行を経由した後、ステップ907およびステップ908と同様にファイル書き込みを行う。

【0074】

ステップ905において、アクセス制御テーブル820にあるならば、つづくステップ906において、許可プログラム識別子823が一致しているかどうかを判定する。もし一致しているならば、ステップ402の変換とI/O要求の発行を経由した後、ステップ907およびステップ908と同様にファイル書き込みを行う。もし、一致していないならば、ステップ910およびステップ911と同様に書き込みを禁止する。

【0075】

以上の処理により、構成管理プログラム144は、ログファイルの追記を行うエージェントプログラム141が書き込んだログファイルに対し、エージェントプログラム141以外のプログラムからのアクセスを禁止することによって、ログファイルの不正な更新を防止することができる。
40

【0076】

また、実施例2における、サーバ102からのログ削除メッセージを受けたクライアント101における処理については、図5に示したものとほぼ同様である。ただし、ステップ508において、エージェントプログラム141は、構成管理プログラム144に命じ、アクセス制御ポリシデータ119のアクセス制御テーブル820から、サーバ102にコピーが完了したログファイルを保護していたエントリを削除する。これは当該ログファイルをその記憶領域から削除するのと等価である。

【0077】

さらに、第2の実施例における、クライアント101のライフサイクルについては、図7に示したのとほぼ同様であるが、ステップ704において、アクセス制御ポリシデータ
50

119を所定の手順を踏んでセキュリティチップ104に書き込むものとなる。

【0078】

以上説明してきた実施例2により、記憶装置150に書き込まれたログファイルの不正な更新を防止すると共に、サーバ102にログファイルが書き込まれた後はクライアント101の記憶装置150を再利用することを、記憶装置150のWORM機能を利用せずに、構成管理プログラム144のアクセス制御機能により実現することができる。

【0079】

以上述べたログ保全システムは、クライアント・サーバ型のシステム全般に適用することができる。クライアントPC以外にも、携帯電話やPDAといった可搬機器にも適用することができる。

【図面の簡単な説明】

【0080】

【図1】実施形態のログ保全システムの構成を示した図である。

【図2】ボリューム管理情報とファイル管理情報の例を示した図である。

【図3】クライアントの電源投入時の処理例を示すフローチャートである。

【図4】記憶装置への書き込み処理のフローチャートである。

【図5】サーバによるログ回収の処理例を示すフローチャートである。

【図6】実施形態のログ回収の状態遷移を示した図である。

【図7】実施形態のログ保全システム導入後のクライアントのライフサイクルを示した図である。

【図8】実施例2のアクセス制御ポリシーデータの構成を示した図である。

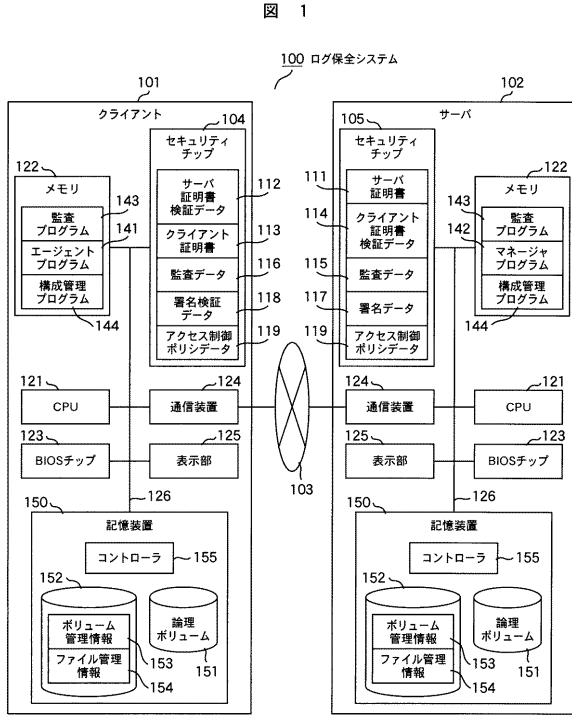
【図9】実施例2の記憶装置への書き込み処理のフローチャートである。

【符号の説明】

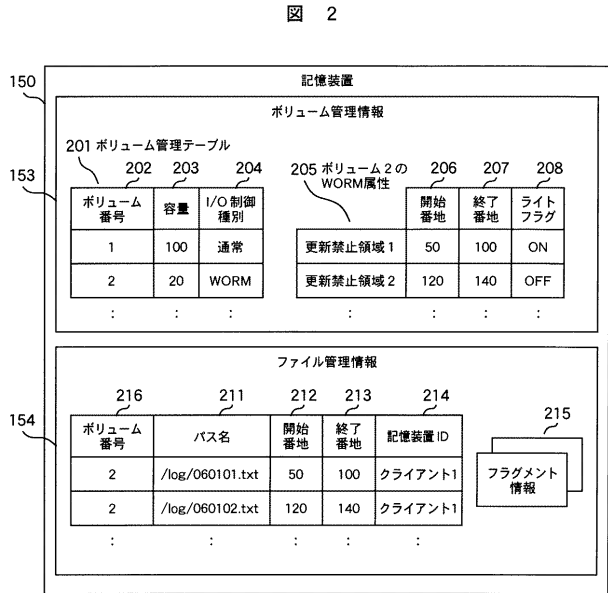
【0081】

100：ログ保全システム、101：クライアント、102：サーバ、104：セキュリティチップ、105：セキュリティチップ、119：アクセス制御ポリシーデータ、141：エージェントプログラム、142：マネージャプログラム、143：監査プログラム、144：構成管理プログラム、150：記憶装置、153：ボリューム管理情報、154：ファイル管理情報、155：コントローラ。

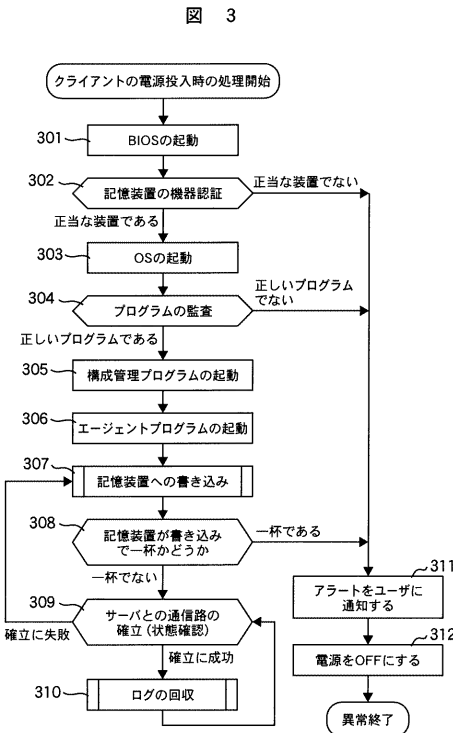
【 図 1 】



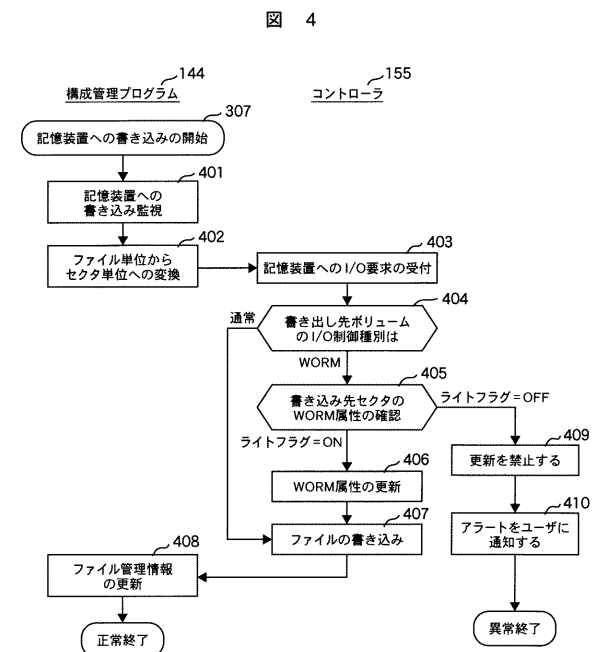
【 図 2 】



【 図 3 】

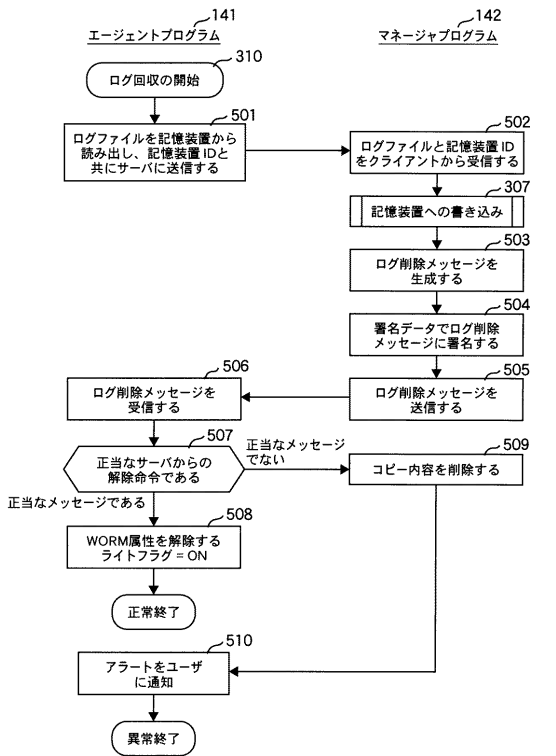


【 図 4 】



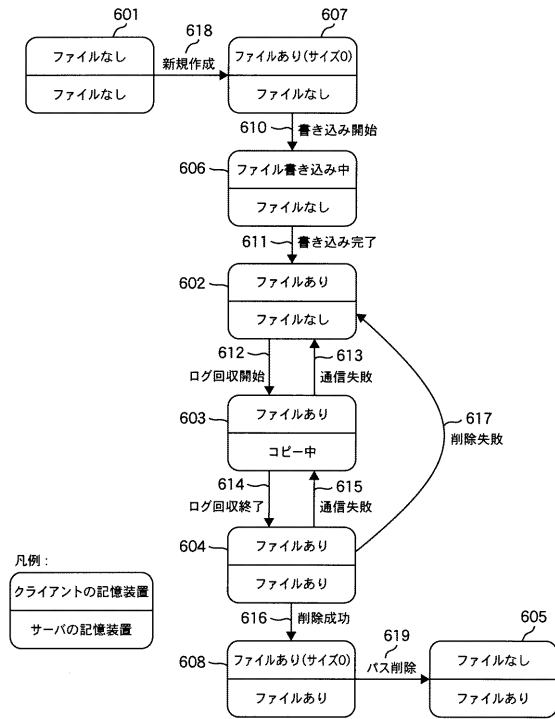
【 図 5 】

図 5



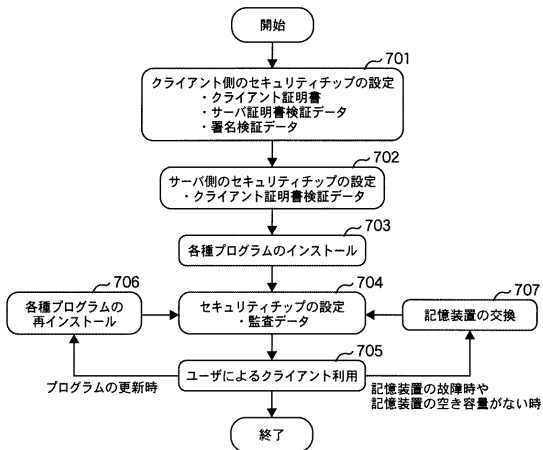
【 図 6 】

図 6



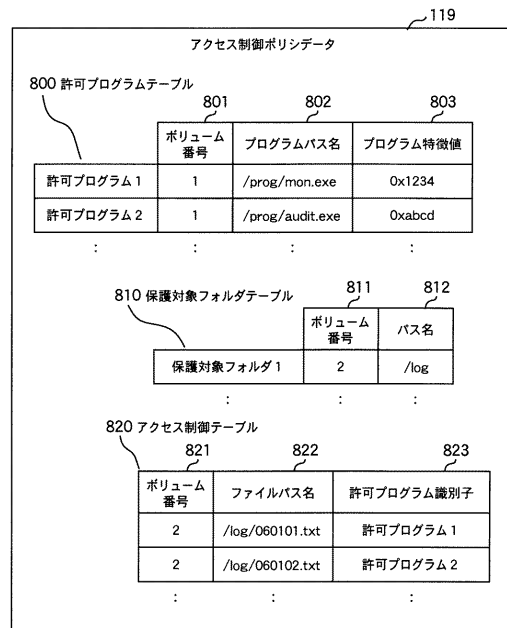
【 図 7 】

図 7

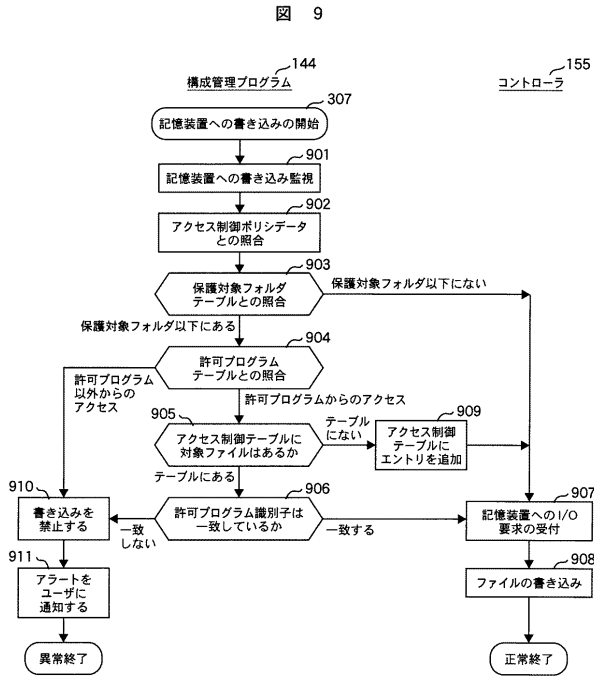


【 図 8 】

図 8



【 図 9 】



フロントページの続き

(72)発明者 森田 光

神奈川県川崎市幸区鹿島田 8 9 0 番地 株式会社日立製作所情報・通信グループ内

(72)発明者 佐藤 直人

神奈川県川崎市麻生区王禅寺 1 0 9 9 番地 株式会社日立製作所システム開発研究所内

Fターム(参考) 5B017 AA07 BA06 CA16

5B042 GA12 GC10 HH30 MA01 MA09 MA16 MC22 MC37

5B082 DD04 DD08 EA11